

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正 について

紋別市総務部庶務課（危機対策担当）

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について

## 修正について

平成28年8月に発生した台風第10号により、岩手県岩泉町の高齢者施設の入居者が被災したことから、同年12月に内閣府（防災担当）が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を開催し、本年1月に「避難勧告等に関するガイドライン」（避難行動・情報伝達編）、（発令基準・防災対策編）を発出しました。

このことから、紋別市においても、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを修正するべく、ガイドラインに沿った避難情報の名称変更及び実態に合わせた修正等を実施することとしました。

## 土砂災害編

### ■全体（新旧P1～7）

○国の避難勧告等のガイドラインに基づく、避難情報の名称変更

避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始

避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）

## 津波災害編

### ■ 全体（新旧 P8～13）

○国の避難勧告等のガイドラインに基づく、避難情報の名称変更

避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始

避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）

### ■ 避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域（新旧 P9）

○津波警報の発表時について、北海道マニュアルにおける「海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域」は、紋別市では未設定のため、実態に合わせた修正として、大津波警報の発表時と同様の区域に修正

### ■ 避難指示（緊急）の発令の判断基準（新旧 P11）

○津波警報が発表された場合の避難対象地域について、同上の「避難指示（緊急）の対象とする津波災害の危険性がある区域」の修正に伴い避難対象区域を大津波警報が発表された場合と同様の区域に修正

### ■ 避難指示（緊急）の伝達方法（新旧 P12）

○総務部庶務課及び紋別地区消防組合消防署の伝達について、平成29年4月から開始した、消防サイレンの吹鳴について追加記載

### ■ 避難指示（緊急）の伝達文（新旧 P13）

○避難指示（緊急）の伝達文の例について、実態に合わせた修正

# 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正について

## 水害編

### ■全体（新旧P14～20）

○国の避難勧告等のガイドラインに基づく、避難情報の名称変更

避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始

避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）

### ■避難指示（緊急）の伝達方法（新旧P19）

○総務部庶務課の伝達について、平成29年4月から開始した、消防サイレンの吹鳴について追加記載

## 高潮災害編

### ■全体（新旧P21～23）

○国の避難勧告等のガイドラインに基づく、避難情報の名称変更

避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始

避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）